

厚生労働省における地域共生社会のあり方検討会議（方向性：抜粋）

経過等

- 地域共生社会の理念・概念が提唱され、本格的な取組が開始されてから 10 年弱が経過し、包括的な相談体制を構築する流れができつつある。しかし、多くの地域においては、福祉分野を超えた体制の構築や地域との連携・協働の意識・認識が十分ではないことが明らかになってきた。
- さらに、2040 年に向けてはこれまで地域における支え合いの基盤となっていた地縁・血縁・社縁と言った繋がりが弱くなること、単身世帯（特に、高齢者単身世帯）の増加などの社会情勢の変化、地域福祉を取り巻く環境の変容が生じてくる。
- 当資料は、地域共生社会の実現に向けた現在地を示すものとして、厚生労働省において設置された「地域共生社会の在り方検討会議」での議論の成果を整理し、とりまとめたもの（令和7年5月20日付け資料）から抜粋し、一部修正した。

1 地域共生社会の理念・概念の再整理・更なる展開に向けた連携・協働

- 社会福祉法において、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない、と規定されている。
- 地域共生社会の理念・概念の性格については、あらゆる地域住民が排除されないことが、地域共生の柱にあることが重要。また障害法制における「共生社会」と法における「地域共生社会」の相違点に留意する必要がある。
- 地域共生社会の実現は地域住民だけに押し付けられるものではなく、行政や社会福祉法人や市民活動等、多様なセクターが協働していくことが重要であり、それが、自治体の責務ともいえる。
- 地域共生社会の実現にあたっては、あらゆる地域住民が、排除されず地域社会に参画し、共に生活していくことや、地域住民同士で支え合う地域を形成していくことが重要である。

2 福祉以外の分野との連携・協働

- 地域住民の生活課題は、福祉分野のみで完結しておらず、社会・経済活動などが行われる中で、多様な分野にわたる課題が生じており、福祉分野にとどまらず様々な分野が密接に関連している。
- 幅広い関係者との連携・協働を進めることで、地域社会の持続的な発展に寄与するとともに、地域住民の生活を支えることになることから、福祉以外の多様な分野と連携・協働を進めていくことは、地域共生社会の実現に当たって、極めて重要な視点である。

- 他方で、この間の取組について、包括的な相談体制の構築（福祉分野）は進んできているものの、地域側で支援の必要な方を受け止めていくための地域づくりの取組ができていない・進んでいない状況がある。
- また、地域づくりを進めていくために必要となる他分野との連携先としては、福祉分野が多く、地方創生・まちづくり、商工・農林水産といった分野と連携している市町村は少ない。
- 地域共生社会の実現に向けた実践を見ても、福祉の中にとどまる取組が多く、福祉を超えた地域づくりはあまり多くない。地域共生社会の理念には、すべての社会・経済活動の基盤としての地域も含まれているが、そことの連動が見られない。
- まちづくり・農業・住まい・交通・消費者行政・防災・司法等の他分野とのそれぞれの役割を踏まえた連携・協働を推進するため、法令上の規定の整備の検討を進めていく必要がある。
- さらに、福祉以外の分野との連携・協働について、具体的な取組を進めるため、都道府県による支援を強化することや、地域運営組織（RMO）や指定地域共同活動団体との連携・協働などによる、福祉以外分野とも連携・協働した住民主体の地域づくりを実践していく必要がある。
- 前提として、地域共生社会の推進に当たっては、前述のとおり、福祉以外の分野との連携・協働が不可欠な要素であることから、地方創生など政府全体として取り組む政策に位置づけ府省庁横断的に取り組むことが重要。

地域共生社会の実現に向けた取り組みについて

1. 現状

甲賀市地域共生社会推進本部設置要綱※抜粋

(設置)

第1条 あらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービス及び協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、甲賀市地域共生社会推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域共生社会の実現に向けた基本方針の策定及び諸施策の企画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域共生社会の実現に向けた庁内連携に関すること。

第2次甲賀市総合計画(第3期基本計画)※抜粋

(施策) 地域共生社会の推進

(施策概要) 制度の狭間で課題を抱える市民に伴走し、介護や子育て、障がい、生活困窮等、複合化・複雑化したニーズに応えるため、重層的な支援の取り組みを進めます。福祉施策とコミュニティ施策の連携により、地域で支え合う仕組みづくりを推進するとともに、自発的な地域の取り組みを支援します。

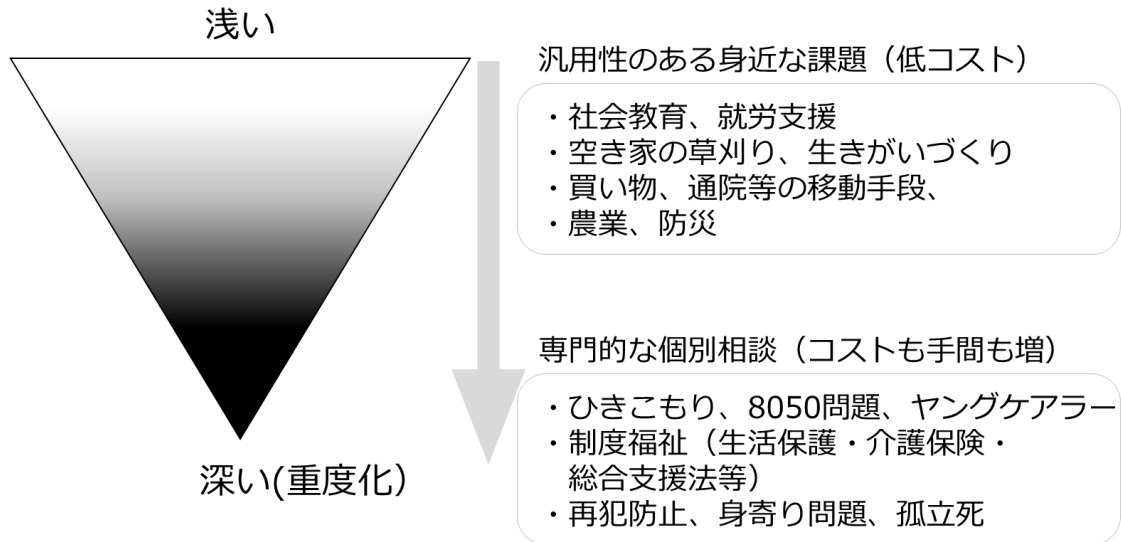
令和7年3月定例会 代表質問答弁※抜粋

- ・これまでの「福祉は与えるもの、与えられるもの」といった「支え手」と「受け手」の垣根を取り払い、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「住民自治」と「公的な福祉サービス」の連携を促すこと
- ・すなわち「地域づくり」と「福祉」の制度、組織の協働を生み出すことが、本市の地域共生社会の実現に必要不可欠であると考えております。
- ・これらの取り組みにおいて、住民自治の中核を担うのは自治振興会などの自治組織であると考えており、空き家、買い物、草刈り、移動、困窮、ひきこもりなどの様々な取り組みは、結果として「福祉」にたどり着くものである。
- ・「いつもの暮らし」の困りごとを起点とした課題解決事業を展開いただけることに期待を抱いている。
- ・各地域市民センターにおける支援体制を強化するとともに、保健センターや社会福祉協議会、各地域公民館など分野横断による支援体制を構築してまいります

課題

- (1) 「地域共生社会の実現」に向けた取り組みが「健康福祉部のみ」となっている。
- (2) 専門的な個別ニーズ(相談)への対応が進むなか、汎用性のある身近な課題(=予防的な関わり)への取り組みが全庁的体制で進んでいない。
- (3) 地域住民が主体的に「暮らしの困りごと」の解決に取り組めるよう、既存の仕組み、制度を全庁的体制で見直す必要がある。

「暮らしの困りごと」を示す図



2. 基本的な考え方

市民の力を活かし、行政との協働により「暮らしの困りごと」を解決する。

住民自治の力を高める（エンパワメント）ための公助であり、その働きかけを全庁的体制により実施する。

（1）「地域共生」は個別の事業ではない。

≡地域福祉、≡地域づくり

≠自治振興会（区・自治会）、≠地域振興、≠地方創生、≠孤立・孤独、
≠ひきこもり、≠制度福祉（介護、障害、子ども、困窮）

（2）暮らしに線引きはない。行政の「福祉（制度）」ではなく、市民目線の「地域（いつもの暮らしの困りごと）」から考えるもの。

⇒移動、買物難民、医療、障がい、ひきこもり、空き家、交通、就労、市税滞納、
ゴミ屋敷など、地域の課題を一緒に考えて、みんなで一緒にやれば上手くいく。

⇒福祉は健康福祉部やヘルパーなどの専門職だけで担うものではなく、全庁的体制で担うもの。地域の困りごとは「結果として福祉」にたどり着く。

（3）汎用性のある身近な課題を「地域福祉、地域コミュニティ」の多様な面識関係（網の目）で気づき、見守り、支え合う。専門的な個別ニーズは、社会保障制度（生活保護・介護保険制度等）へとつなぐ。

⇒困りごとは徐々に深刻化するため、身近な課題に気付いて関わることの大切さに地域住民に気づいてもらう

⇒「仕組み（補助金、制度）」だけでなく、ひとへの「仕掛け」（コーディネーターとエンパワメント）を重視する。

3. 今後の取り組み

(1) 全庁的体制の推進

- 地域共生に無関係の部局はない。地域福祉、地域づくりの現場への全部局、全職員（専門職含む）の参画と協働を制度化する。
- 地域別グランドデザインの方向性を継続しつつ、学校再編、社会教育等の取り組みと連動させる。コンフリクト(衝突、対立)を乗り越えることが、さらなる協働を生むという意識を持つ。
- 過去より部局別(分野別)で市域、町域、学区別で設けてきた分野別組織が乱立し、活動範囲の違いや活動内容の類似性により、市民活動者の疲弊を招いていることから、これらの整理、統合を進める。

(2) 地域市民センターの機能強化

- 地域共生の最先端かつ最前線の拠点として、さらに機能強化していく。
- 地域内の多様な主体（市民、福祉・地域づくり団体、事業所等）と各部局をつなぐ、中間支援コーディネーター(緩衝帯、翻訳者)として機能させる。
- 社会福祉法人（社会福祉協議会等）との連携のもと、ご近所福祉協議会と自治振興会の一体的運用に向けて調整する。
- 特に信楽、甲南地域は学校再編に係る検討過程に積極的に関与する。

(3) 「暮らしの困りごと」を真ん中に据えたラウンドテーブルづくり

- 新たな協議会も会議体も設置しない。既存の資源を活用し、学区ごとの「暮らしの困りごと」を協議するラウンドテーブル(円卓会議)機能を設ける。
- エリアごとに社会教育・福祉・コミュニティ担当が三位一体となり、コーディネートとエンパワメント機能を発揮する。
- 課題（テーマ）として招集される部局は、全庁的な取組である趣旨を理解したうえで、地域共生の最前線で働くことを常態化する。

(4) 住民自治組織に係る制度の見直し※R6.8.1 部長会議「地域コミュニティ関連施策の見直し」資料参照

- 自治振興交付金の見直し(令和8年4月)に向けて、交付金が地域共生に係る公的事業（地域、行政の共通課題）に活用されるよう、関係各課と自治振興会の協働事業を年度内に構築する。
⇒住民自治の力を引き出すことは、結果として、行政事業のスクラップ・リニューアルにつながる。
- 各部局から区・自治会への依頼している行政協力業務等の負担軽減（民生児童委員等の各種委員の推薦、行政配布文書の整理負担軽減）を進める。

4. 進捗およびスケジュール（予定）

令和7年	4月	関係部局協議（総合政策部、健康福祉部） 地域市民センター協議
	5月	地域市民センターからの取り組みの提案 健康福祉部全職員研修（甲賀市社会福祉協議会も参加）
	6月	本部会議 各部局、課ごとの制度説明会（各1時間程度） ※特に地域、市民からの提案が想定される課は重点的に説明 自治振興会へのアプローチ（全23地域） 甲賀市社会福祉協議会への説明会及び意見交換
	7月	組織、事業の見直し検討（コミュニティ担当を中心に） <u>⇒住民自治組織等からの協働事業の提案</u> <u>⇒ラウンドテーブルを随時開催</u> 若者支援セミナー開催（社会福祉法人との共催）
	8月	<u>協働（連携）事業についての関係課協議</u> （想定：防災、草刈り、移動、通院支援、空き家対策、高齢者・子ども、居場所づくり）
	9月	市民協働提案事業の募集（テーマ型組織）
	10月	民生委員児童委員あり方検討委員会の設置
	11月	※調整期間
	12月	協働事業の確定 まちづくり基本条例改正（議会提案）
令和8年	4月	自治振興会制度の見直し（交付金、条例、規則改正）

○甲賀市地域共生社会推進本部設置要綱

令和元年 8 月 1 日

告示第 10 号

（設置）

第 1 条 あらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービス及び協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、甲賀市地域共生社会推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （１） 地域共生社会の実現に向けた基本方針の策定及び諸施策の企画に関すること。
- （２） 前号に掲げるもののほか、地域共生社会の実現に向けた庁内連携に関すること。

（構成）

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、甲賀市庁議規程（平成 22 年甲賀市訓令第 10 号）第 4 条第 1 項の部長会議の構成員（市長、副市長及び教育長は除く。）及び市長が必要と認める者をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長が必要と認めるときは、本部以外の者を会議に出席させることができる。

（検討委員会）

第 6 条 本部長が必要と認めるときは、本部に所掌事務のうち特定の事項について調査及び研究を行うため、検討委員会を置くことができる。

2 検討委員会の委員は、当該特定の事項に係る所属の職員のうちから本部長が指名する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総合政策部及び健康福祉部において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この告示は、令和元年8月1日から施行する。

付 則（令和5年告示第34号）

この告示は、告示の日から施行する。